

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 教育公務員特例法施行令の一部改正（第一条関係）

大学院修学休業の許可の取消事由に栄養教諭が正当な理由なく大学の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席していること等を加えること。

第二 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正（第二条関係）
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において栄養教諭に係る定数が定められたことに伴い、所要の改正を行うこと。

第三 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正（第三条関係）

栄養教諭が義務教育費国庫負担法第二条の規定による国庫負担対象職員とされたことに伴い、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度について、栄養教諭を加えて算定することができるよう所要の改正を行うこと。

第四 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。

政令第百二十九号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十九号）の施行に伴い、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十八条第二項、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三十三号）第二条ただし書並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第十五条第二号及び第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第一条 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第七条各号中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正）

第二条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第四号中「学校栄養職員」を「栄養教諭等（同条に規定する栄養教諭等をいう。第七条第

一項において同じ。）」に改める。

第七条第一項中「教諭、養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加え、「）、学校栄養職員」を「）、栄養教諭等」に、「養護教諭等、寄宿舎指導員、学校栄養職員」を「養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員」に改める。

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正）

第三条 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「寄宿舎指導員、学校栄養職員」を「栄養教諭等」に改め、「いう。以下同じ。）」の下に「、寄宿舎指導員」を加え、同条第六号中「学校栄養職員基礎給料月額」を「栄養教諭等基礎給料月額」に、「学校栄養職員の」を「栄養教諭等の」に改め、「俸給」の下に「、人材確保法第三条の規定により講じられている措置」を加え、同条第七号中「学校栄養職員算定基礎定数」を「栄養教諭等算定基礎定数」に、「学校栄養職員に」を「栄養教諭等に」に改め、同条第十一号中「養護教諭」の下に「、栄養

教諭等」を加え、「学校栄養職員」を削る。

第二条第二号中「学校栄養職員基礎給料月額に学校栄養職員算定基礎定数」を「栄養教諭等基礎給料月額に栄養教諭等算定基礎定数」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令新旧対照表

教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（大学院修学休業の許可の取消事由）</p> <p>第七条 法第二十八条第二項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 大学院修学休業をしている教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師が、正当な理由なく、当該大学院修学休業の許可に係る大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらに相当する外国の大学の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席していること。</p> <p>二 大学院修学休業をしている教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師が教育職員免許法第四条第二項に規定する専修免許状を取得するのに必要とする単位を当該大学院修学休業の期間内に修得することが困難となつたこと。</p>	<p>（大学院修学休業の許可の取消事由）</p> <p>第七条 法第二十八条第二項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師が、正当な理由なく、当該大学院修学休業の許可に係る大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらに相当する外国の大学の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席していること。</p> <p>二 大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師が教育職員免許法第四条第二項に規定する専修免許状を取得するのに必要とする単位を当該大学院修学休業の期間内に修得することが困難となつたこと。</p>

改正案	現行
<p>（教職員定数の算定に関する特例）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 法第十五条第二号の政令で定める特別の指導は、次の各号に掲げる指導とし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、それぞれ当該各号に掲げる数を当該各号に掲げる法の規定により算定した数に加えるものとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程（法第八条の二第三号の規定により<u>栄養教諭等</u>（同条に規定する<u>栄養教諭等</u>をいう。第七条第一項において同じ。）の数を算定する場合にあつては、共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設をいう。第四項及び第七条第一項において同じ。）に係る小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程とする。）において、著しく肥満している児童又は生徒その他の飲食に関して特別の注意が必要である児童又は生徒に対して食生活の改善のための特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第八条の二</p> <p>五（略）</p> <p>（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法）</p> <p>第七条 法第十七条第一項の規定により教職員の数を校長、教頭、教諭、</p>	<p>（教職員定数の算定に関する特例）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 法第十五条第二号の政令で定める特別の指導は、次の各号に掲げる指導とし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、それぞれ当該各号に掲げる数を当該各号に掲げる法の規定により算定した数に加えるものとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程（法第八条の二第三号の規定により<u>学校栄養職員</u>の数を算定する場合にあつては、共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設をいう。第四項及び第七条第一項において同じ。）に係る小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程とする。）において、著しく肥満している児童又は生徒その他の飲食に関して特別の注意が必要である児童又は生徒に対して食生活の改善のための特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第八条の二</p> <p>五（略）</p> <p>（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法）</p> <p>第七条 法第十七条第一項の規定により教職員の数を校長、教頭、教諭、</p>

養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合においては、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等（法第八条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、栄養教諭等又は事務職員の別、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員又は事務職員の別）とに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。

一（二）（略）

2（略）

養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合においては、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等（法第八条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、学校栄養職員又は事務職員の別、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員の別）とに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。

一（二）（略）

2（略）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 教員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程（都道府県立の小学校及び中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。）を除く。以下「小学校等」という。）の一般教職員（<u>栄養教諭等</u>（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）（第五条の三に規定する職員をいう。以下同じ。））、<u>寄宿舎指導員</u>及び事務職員を除く。以下この号において同じ。）の一人当たりの給料（給料の調整額及び教職調整額を除く。以下同じ。）の月額として、国家公務員の俸給、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号。以下「人材確保法」という。）（第三条の規定により講じられている措置及び当該都道府県における経験年数別の公立の小学校等の一般教職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 教員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程（都道府県立の小学校及び中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。）を除く。以下「小学校等」という。）の一般教職員（<u>寄宿舎指導員</u>、<u>学校栄養職員</u>（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）（第五条の三に規定する職員をいう。以下同じ。））及び事務職員を除く。以下この号において同じ。）の一人当たりの給料（給料の調整額及び教職調整額を除く。以下同じ。）の月額として、国家公務員の俸給、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号。以下「人材確保法」という。）（第三条の規定により講じられている措置及び当該都道府県における経験年数別の公立の小学校等の一般教職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。</p>

五 (略)

六 栄養教諭等基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村立の共同調理場(学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。以下同じ。)の一般教職員である栄養教諭等の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給、人材確保法第三条の規定により講じられている措置並びに当該都道府県における経験年数別の公立の小学校等及び市町村立の共同調理場の一般教職員である栄養教諭等の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

七 栄養教諭等算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、公立の小学校等及び市町村立の共同調理場の栄養教諭等について、標準法第八条の二の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

八(十) (略)

十一 盲学校等教職員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、公立の盲学校等の小学部及び中学部の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第三項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十条の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

五 (略)

六 学校栄養職員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村立の共同調理場(学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。以下同じ。)の一般教職員である学校栄養職員の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給並びに当該都道府県における経験年数別の公立の小学校等及び市町村立の共同調理場の一般教職員である学校栄養職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

七 学校栄養職員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、公立の小学校等及び市町村立の共同調理場の学校栄養職員について、標準法第八条の二の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

八(十) (略)

十一 盲学校等教職員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、公立の盲学校等の小学部及び中学部の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第三項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十条の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

(国庫負担額の最高限度額)

第二条 義務教育費国庫負担法第二条の規定による国庫負担額は、当該年度における同条に規定する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）の実支出額の合計額が、次に定めるところにより算定した額の合計額（以下「算定総額」という。）を超える都道府県については、当該算定総額の二分の一を最高限度とする。

一 (略)

二 栄養教諭等基礎給料月額に栄養教諭等算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額

三 五 (略)

(国庫負担額の最高限度額)

第二条 義務教育費国庫負担法第二条の規定による国庫負担額は、当該年度における同条に規定する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）の実支出額の合計額が、次に定めるところにより算定した額の合計額（以下「算定総額」という。）を超える都道府県については、当該算定総額の二分の一を最高限度とする。

一 (略)

二 学校栄養職員基礎給料月額に学校栄養職員算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額

三 五 (略)

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令参照条文

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（抄）

（大学院修学休業の許可及びその要件等）

第二十六条 公立の小学校等の教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

一 教諭又は講師にあつては教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）に規定する教諭の専修免許状、養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としていること。

二 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（教育職員免許法に規定する教諭の一種免許状若しくは特別免許状、養護教諭の一種免許状又は栄養教諭の一種免許状であつて、同法別表第三、別表第五、別表第六、別表第六の二又は別表第七の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされるものをいう。次号において同じ。）を有していること。

三 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状について、教育職員免許法別表第三、別表第五、別表第六、別表第六の二又は別表第七に定める最低在職年数を満たしていること。

四 条件付採用期間中の者、臨時的に任用された者、初任者研修を受けている者その他政令で定める者でないこと。

2 大学院修学休業の許可を受けようとする教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師は、取得しようとする専修免許状の種類、在学しようとする大学院の課程等及び大学院修学休業をしようとする期間を明らかにして、任命権者に対し、その許可を申請するものとする。（大学院修学休業の効果）

第二十七条 大学院修学休業をしている教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師は、地方公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 大学院修学休業をしている期間については、給与を支給しない。
（大学院修学休業の許可の失効等）

第二十八条 大学院修学休業の許可は、当該大学院修学休業をしている教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、大学院修学休業をしている教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師が当該大学院修学休業の許可に係る大学院の課程等を

退学したことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、当該大学院修学休業の許可を取り消すものとする。

学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）（抄）

（学校給食栄養管理者）

第五条の三 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「教職員」とは、校長及び教頭（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長及び教頭とし、特殊教育諸学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特殊教育諸学校の校長及び教頭とする。）、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）並びに事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。）（それぞれ常勤の者に限る。第十七条を除き、以下同じ。）をいう。

第八条の二 栄養教諭及び学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。第十三条の二において同じ。）を実施する小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程で専ら当該学校又は当該課程の学校給食を実施するために必要な施設を置くもの（以下この号において「単独実施校」という。）のうち児童又は生徒の数が五百五十人以上のもの（次号において「五百五十人以上単独実施校」という。）の数の合計数に一を乗じて得た数と単独実施校のうち児童又は生徒の数が五百四十九人以下のもの（以下この号及び次号において「五百四十九人以下単独実施校」という。）の数の合計数から同号に該当する市町村の設置する五百四十九人以下単独実施校の数の合計数を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数との合計数

二 五百五十人以上単独実施校又は共同調理場（学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。以下同じ。）を設置する市町村以外

の市町村で当該市町村の設置する五百四十九人以下単独実施校の数の合計数が一以上三以下の市町村の数に一を乗じて得た数

三 次の表の上欄に掲げる共同調理場に係る小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の児童及び生徒（給食内容がミルクのみである給食を受ける者を除く。以下この号において同じ。）の数の区分ごとの共同調理場の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

共同調理場に係る小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の児童及び生徒の数	乗ずる数
千五百人以下	一
千五百一人から六千人まで	二
六千一人以上	三

（教職員定数の算定に関する特例）

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。

- 一 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の存する地域の社会的条件についての政令で定める教育上特別の配慮を必要とする事情
- 二 小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程（第八条の二三号の規定により栄養教諭等の数を算定する場合にあつては、共同調理場に係る小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程とする。）又は聾学校の小学部若しくは中学部において教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。
- 三 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの
- 四 当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二條第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情

（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算）

第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二から第十四条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めると

ころにより、公立の義務教育諸学校（共同調理場を含む。）に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 第七条又は第十一条に定めるところにより算定した教頭及び教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校に置く非常勤の講師（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。）の数に換算することができる。

義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三十三号）（抄）

（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の二分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）

二 都道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、中等教育学校、盲学校及び聾学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。

2 この法律において「教育職員」とは、校長、教頭及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第二条第一項に規定する教員をいう。

（優遇措置）

第三条 義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない

い。

教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）（抄）

（大学院修学休業の許可の取消事由）

第七条 法第二十八条第二項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師が、正当な理由なく、当該大学院修学休業の許可に係る大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらに相当する外国の大学の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席していること。

二 大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師が教育職員免許法第四条第二項に規定する専修免許状を取得するのに必要とする単位を当該大学院修学休業の期間内に修得することが困難となつたこと。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）（抄）

（教職員定数の算定に関する特例）

第五条 法第十五条第一号の政令で定める教育上特別の配慮を必要とする事情は、市町村合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第二条第一項に規定する市町村の合併が平成十七年三月三十一日までに行われ、かつ、同法第五条第一項の規定に基づき作成された市町村建設計画に基づく統合のため教育上特別の配慮を必要とする認められる小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程であつてその統合の日から五年を経過しないものが存することとし、法第十五条の規定により教職員の数を加える場合においては、法第七条第一項の規定により統合前の各学校について算定した教職員の数の合計数と同項の規定により統合後の学校について算定した教職員の数の合計数との差を考慮して文部科学大臣が定める数を同条の規定により算定した数に加えるものとする。

2 法第十五条第二号の政令で定める特別の指導は、次の各号に掲げる指導とし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、それぞれ当該各号に掲げる数を当該各号に掲げる法の規定により算定した数に加えるものとする。

一 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、文部科学大臣が定める心身の故障を有する児童又は生徒（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十五条に規定する特殊学級（第五号において「特殊学級」という。）の児童及び生徒を除く。）に対して当該心身の故障に応じた特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第七条

二 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮が必要と認められる事情を有する児童又は生徒に対して当該事情に応じた特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数

等を考慮して文部科学大臣が定める数 第七条

三 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、心身の健康を害している児童又は生徒に対してその回復のための特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第八条

四 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程（法第八条の二第三号の規定により学校栄養職員の数算定する場合にあつては、共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設をいう。第四項及び第七条第一項において同じ。）に係る小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程とする。）において、著しく肥満している児童又は生徒その他の飲食に関して特別の注意が必要である児童又は生徒に対して食生活の改善のための特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第八条の二

五 聾学校の小学部又は中学部において、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒（特殊学級の児童及び生徒を除く。）で文部科学大臣が定める心身の故障を有するものに対して当該心身の故障に応じた特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第十一条

3 法第十五条第三号の政令で定める事情は、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程について、当該学校を含む複数の義務教育諸学校において多様な人材の活用、情報化の促進等により多様な教育が行われる場合に当該学校がそのための事務処理の拠点となつていることとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、当該拠点となつている学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第九条の規定により算定した数に加えるものとする。

4 法第十五条第四号の政令で定める特別の事情は、当該学校の教職員が同号に規定する研修を受けていること、当該学校（共同調理場を含む。）において文部科学大臣が定める教育指導の改善若しくは事務処理の効率化に関する特別な研究が行われていること又は当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十三条第一項の初任者研修を受けていることとし、法第十五条の規定により教職員の数を加える場合においては、当該学校（共同調理場を含む。）の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第七条から第九条まで又は法第十一条の規定により算定した数に加えるものとする。

（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法）

第七条 法第十七条第一項の規定により教職員の数を校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合には、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等（法第八条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、学校栄養職員又は事務職員、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員の数に換算するものとする。

一 換算しようとする教職員の数

二 短時間勤務職員の一週間当たりの通常の勤務時間数（以下この条において「週当たり勤務時間数」という。）による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る短時間勤務職員の数に乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数（一未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が五以上であるときは一に切り上げ、四以下であるときは切り捨てる。次項において同じ。）

2 法第十七条第二項の規定により教頭及び教諭等の数を同項に規定する非常勤の講師（以下この項において単に「非常勤の講師」という。）の数に換算する場合においては、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等又は公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教頭及び教諭等ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす非常勤の講師の数に換算するものとする。

一 換算しようとする教頭及び教諭等の数

二 非常勤の講師の週当たり勤務時間数による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る非常勤の講師の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）（抄）

（定義）

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一般教職員 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号。以下「標準法」という。）第二条第三項に規定する教職員のうち、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第四条若しくは第五条の規定により採用された者以外の者をいう。

二 給料の調整額 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条の規定に相当する条例の規定により支給される給料の調整額をいう。

三 教職調整額 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条第一項に規定する教職調整額をいう。

四 教員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程（都道府県立の小学校及び中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。）を除く。以下「小学校等」という。）の一般教職員（寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校

給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員をいう。以下同じ。）及び事務職員を除く。以下この号において同じ。）の一人当たりの給料（給料の調整額及び教職調整額を除く。以下同じ。）の月額として、国家公務員の俸給、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号。以下「人材確保法」という。）第三条の規定により講じられている措置及び当該都道府県における経験年数別の公立の小学校等の一般教職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

五 教員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、公立の小学校等の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師について、標準法第六条の二の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編製の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十九条第四項後段の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに標準法第十八条第一号、第三号及び第四号に掲げる者（以下「産休代替教職員等」という。）の実数の合計数から地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者（以下「育児休業者」という。）、地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた者（以下「専従職員」という。）その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

六 学校栄養職員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の共同調理場（学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。以下同じ。）の一般教職員である学校栄養職員の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給並びに当該都道府県における経験年数別の公立の小学校等及び市町村立の共同調理場の一般教職員である学校栄養職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

七 学校栄養職員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、公立の小学校等及び市町村立の共同調理場の学校栄養職員について、標準法第八条の二の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

八 事務職員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等の一般教職員である事務職員の一人名当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給及び当該都道府県における経験年数別の公立の小学校等の一般教職員である事務職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

九 事務職員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、公立の小学校等の事務職員について、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編製の標準により算定した学級数に基づき標準法第九条の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十 盲学校等教職員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する公立の盲学校及び聾学校（以下「盲学校等」という。）の小学部及び中学部の一般教職員の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給、人材確保法第三条の規定によ

り講じられている措置並びに当該都道府県における経験年数別の公立の盲学校等の小学部及び中学部の一般教職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

十一 盲学校等教職員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、公立の盲学校等の小学部及び中学部の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第三項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十条の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

(国庫負担額の最高限度額)

第二条 義務教育費国庫負担法第二条の規定による国庫負担額は、当該年度における同条に規定する経費(以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。)の実支出額の合計額が、次に定めるところにより算定した額の合計額(以下「算定総額」という。)を超える都道府県については、当該算定総額の二分の一を最高限度とする。

- 一 教員基礎給料月額に教員算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額
- 二 学校栄養職員基礎給料月額に学校栄養職員算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額
- 三 事務職員基礎給料月額に事務職員算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額
- 四 盲学校等教職員基礎給料月額に盲学校等教職員算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額
- 五 公立の小学校等、公立の盲学校等の小学部及び中学部並びに市町村立の共同調理場の一般教職員に係る給料の調整額、教職調整額並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第二項に規定する扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当及び義務教育等教員特別手当について、それぞれの給与の種類ごとに、国家公務員の給与及び人材確保法第三条の規定により講じられている措置等を勘案して、毎年度、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより各都道府県ごとに算定した額の合計額